

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年5月15日
【会社名】	株式会社ALBERT
【英訳名】	ALBERT Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松本 壮志
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル15階
【電話番号】	(03)5909-7510(代)
【事務連絡者氏名】	執行役員最高財務責任者 村上 嘉浩
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル15階
【電話番号】	(03)5909-7510(代)
【事務連絡者氏名】	執行役員最高財務責任者 村上 嘉浩
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 399,760,380円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	165,800株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、1単元の株式数は100株であります。

(注) 1. 本有価証券届出書による募集(以下「本第三者割当」といいます。)は、平成30年5月15日開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称および住所は、下記のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	165,800株	399,760,380	199,880,190
一般募集			
計(総発行株式)	165,800株	399,760,380	199,880,190

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は199,880,190円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
2,411.10	1,205.55	1株	平成30年5月30日(水)		平成30年5月30日(水)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込みの方法は、申込期間において、本第三者割当の割当予定先との間で総数引受契約を締結することとし、払込期間内に後記払込取扱場所にて、金銭の払込を行うものとし、

4. 払込期日までに、本第三者割当の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合、上記株式の割当では行われないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ALBERT 経営管理部	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル15階

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 新宿新都心支店	東京都新宿区西新宿1丁目6番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
399,760,380	4,000,000	395,760,380

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税が含まれておりません。

2. 発行諸費用の内訳は、登記関連費用、弁護士費用および有価証券届出書作成費用等を予定しております。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
自動運転領域におけるデータ分析・アルゴリズム・AIの開発等の実装フェーズにおいて知識を有する人材の新規採用に伴う人件費	313,200,000	平成30年6月1日～平成34年12月31日
上記採用に伴って人材紹介会社に支払う紹介費用	82,560,380	平成30年6月1日～平成34年12月31日
合計	395,760,380	

当社は、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由 <業務資本提携の目的>」に記載のとおり、トヨタ自動車株式会社(以下、「TMC」又は「割当予定先」といいます。)との業務提携開始後、TMCに対し、自動運転領域におけるデータ分析・アルゴリズム・AIの開発等の知識およびノウハウを有する人材を組織化し、役務を提供することとなり、当該業務については、今後、自動運転領域については研究開発から実装フェーズに移行することが想定され、当社は、当該業務に関する知識を有するだけでなく、実装フェーズにおいて専門的な知識を有する人材を確保する必要が生じます。そこで、当社は、平成30年度から平成34年度まで、各事業年度で概ね同人数の新規採用を順次進めていく計画です。(但し、業務の受託状況に応じて採用人数に増減があり得ます。)

当該新規採用にかかる人件費に313,200,000円、人材紹介会社に支払う紹介費用に93,960,000円(各年度概ね18,792,000円)をそれぞれ支出することを見込んでおり、本第三者割当による手取概算額をこれらに充当します。支出見込額のうち不足する費用11,399,620円(各年度概ね2,279,924円)については、自己資金を充当する予定です。

なお、調達資金を実際に支出するまでは、当社の銀行口座にて管理いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	トヨタ自動車株式会社
	本店所在地	愛知県豊田市トヨタ町1番地
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第113期(自平成28年4月1日至平成29年3月31日) 平成29年6月23日 関東財務局長に提出
		(四半期報告書) 事業年度第114期第1四半期(自平成29年4月1日至平成29年6月30日) 平成29年8月10日 関東財務局長に提出
事業年度第114期第2四半期(自平成29年7月1日至平成29年9月30日) 平成29年11月13日 関東財務局長に提出		
	事業年度第114期第3四半期(自平成29年10月1日至平成29年12月31日) 平成30年2月13日 関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術または取引関係	当社は、割当予定先およびその関係会社から、自動運転領域に関する業務を受託しております。

(注) 提出者と割当予定先との関係は、平成30年5月15日現在におけるものであります。

c. 割当予定先の選定理由

< 業務資本提携の目的 >

当社は、高度な「分析力」をコアとするデータサイエンティスト(1)集団として、市場のニーズに耳を傾け、ビッグデータアナリティクス領域における最適なソリューションを提供することで、企業が保有するデータ資産を有効活用するための支援を続けて参りました。最近では、ディープラーニング(2)や状態空間モデル(3)など、最先端の分析技術をいち早くビジネスに応用し、クライアントの企業価値向上に貢献しています。

	用語	解説・定義
1	データサイエンティスト	データサイエンス力およびデータエンジニアリング力をベースに、データから価値を創出し、ビジネス課題に答えを出すプロフェッショナルのこと。
2	ディープラーニング	人工知能の最有力な手段とも言われている最先端の機械学習手法。
3	状態空間モデル	時系列データの中に隠れた因果関係を発見し、それをモデル化するものであり、観測できない隠れた「状態モデル」と、観測した結果である「観測モデル」からなる。

また、当社の事業分野、特にディープラーニング技術を活用したAI市場においては、自動運転技術開発をはじめとし、ドローン、IoT(モノのインターネット)、Fintech(IT技術を使った新たな金融サービス)等、各分野での需要拡大が顕在化しております。

このような事業環境の中、平成29年12月期における売上高は872,283千円(前年同期比59,450千円増)、営業損失161,027千円(前事業年度は営業損失107,484千円)、経常損失158,133千円(前事業年度は経常損失121,029千円)、当期純損失172,977千円(前事業年度は当期純損失279,345千円)となりました。業績面につきましては売上高はほぼ期初発表どおり、損益面におきましては期初計画に比して損失額が圧縮された結果となりました。

また、平成30年5月9日に提出いたしました平成30年12月期第1四半期報告書に記載のとおり当該第1四半期における売上高は317,419千円(前年同期比62,790千円増)、営業利益20,026千円(前年同期は営業損失3,272千円)、経常利益19,935千円(前年同期は経常損失2,459千円)、当期純利益19,361千円(前年同期は当期純損失3,032千円)となりました。当社の事業分野での需要拡大等を背景に業績は回復傾向にあり、黒字転換を果たしております。

資金調達面においては、当社は、平成28年12月8日、ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合に対し発行総額2,409,890,000円の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「第1回CB」といいます。)を発行いたしました。第1回CBの発行による資金使途は、運転資金(データサイエンティスト新規採用人件費、人材採用費用、人員採用に伴うオフィス増床による賃料増加費用)、設備投資資金、および研究開発費(目的別汎用AIの研究開発費、IoTスマートファクトリー研究開発、ヘルスケア・医療向け研究開発、組込AI研究開発)を目的としており、その支出予定時期は平成29年1月から平成31年12月としておりました。

経営体制においては、当社は、平成29年1月10日に適時開示いたしました「第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の一部転換および、ウィズ・パートナーズとの協議開始のお知らせ」に記載のとおり、第1回CBが一部転換され、その割当先であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合が当時第3位株主(平成29年12月31日現在は当社発行済株式総数に対し13.5%を保有する第1位株主)となりました。これを契機に、同組合の無限責任組合員を務める株式会社ウィズ・パートナーズと当社の経営体制および事業体制に関する協議を開始し、平成29年3月29日開催の当社定時株主総会の承認を経て、同社の指名した4名が当社社外取締役就任し、これらの者も含めて、当社が継続的に赤字となっている要因の分析を行った結果、研究開発体制の見直し、内部稼働率の向上に努めることから着手し、これらを見直して赤字体質を改善した後に第1回CBによる調達資金を上記 から までの資金使途に充当した方が適切であるとの判断の下、使途については変更しないものの、支出開始予定時期は、部門の統廃合、内部稼働率を高め、継続的な収益が確保できる体制構築を行ったあと、資金を支出することといたしました。(但し、支出予定期間の末日は平成31年12月から変更はありません。)

当社は、上記のとおり事業および経営体制の見直しを図る中、当社が得意領域とする最先端の機械学習手法である「ディープラーニング」技術等を世に広めることにより、当社の収益機会の拡大を目指し、当社が有する技術を必要とする企業との業務提携等の協業を検討しておりました。

当社はTMCから自動運転領域に関する業務を委託頂いておりましたところ、自動運転をはじめとした、次世代のモビリティ社会の実現を目指すTMCから、当社の「ディープラーニング」技術等に関心を頂き、当社は、TMCとの間で、現在行っている委託業務を深化させ、自動運転領域における画像データの入手・選別や集計・分析、アルゴリズムの開発、人工知能の開発などの分野において幅広く業務の提携を行うことについて協議を開始いたしました。

TMCは、関係会社および関連会社と合わせて、自動車事業を中心に、金融事業およびその他の事業を行っております。自動車事業においては、セダン、ミニバン、2BOX、スポーツユーティリティビークル、トラック等の自動車とその関連部品・用品の設計、製造及び販売を行っているところ、市場の変化や各種規制、技術の進化、異業種参入などが複雑に絡み合い、自動車事業そのものが大きな変革の時期を迎えております。そして、TMCは、走りの楽しさや快適性などクルマがもたらす様々な恩恵による人々の心の豊かさの向上と、環境負荷や交通事故等のクルマのネガティブな面の最小化を、同時に高いレベルで実現していくことを商品・技術開発のビジョンとして掲げております。このような中、自動運転技術の開発については、自動運転技術を支える「運転知能」、「つながる」、「人とクルマの協調」の3つの知能化技術開発を推進し、一般道での自動運転をめざす新型自動運転実験車「Urban Teammate (アーバン・チームメイト)」を、平成28年5月に伊勢志摩サミットに提供するなど、積極的に自動運転技術の開発を進めております。

当社は、TMCとの協議内容について検討し、その事業規模や幅広い分野の提携において当社が得意領域とする最先端の機械学習手法である「ディープラーニング」技術等の知識およびノウハウをTMCに提供する旨の業務提携を行うことにより、今後、継続的にTMCから個別開発事案の業務受託が見込まれることから、TMCとの業務提携は、当社の事業展開および業績に向上に大きく寄与することが期待できるものと判断し、自動運転領域における画像データの入手・選別や集計・分析、アルゴリズムの開発、人工知能の開発などの分野において業務提携(以下「本業務提携」といいます。)を行うことといたしました。本業務提携の開始後、当社は、TMCに対し、自動運転領域におけるデータ分析・アルゴリズム・AIの開発等の知識およびノウハウを有する人材を組織化し、役務を提供することとなり、当該業務については、今後、自動運転領域については研究開発から実装フェーズに移行することが想定され、当社は、当該業務に関する知識を有するだけでなく、実装フェーズにおいて専門的な知識を有する人材を確保する必要が生じます。そのため、当社は、本業務提携を円滑に遂行するために、自動運転領域におけるデータ分析・アルゴリズム・AIの開発等の実装フェーズにおいて専門的な知識を有する人材確保に必要な費用に充当することを目的として、本業務提携と合わせて、TMCに第三者割当による新株式の発行を行うことといたしました。

<本業務資本提携の内容>

(1) 業務提携の内容について

本業務提携の内容として、概ね以下の施策の実施を目指し、その具体的な方法を今後両社で検討していくこととしております。

自動運転領域におけるデータの入手および選別、集計および分析

自動運転領域におけるアルゴリズムの開発

上記 および その他、人工知能の開発に関連する業務

当社によるTMCとそのグループ会社の社員に対するデータサイエンティスト養成講座の実施

当社は、本業務提携により割当予定先から自動運転領域における画像データの入手・選別や集計・分析、アルゴリズムの開発、人工知能の開発などの分野において業務を受託するとともに、本第三者割当の実施により車載関連の知識を有する人材確保に必要な資金を確保することで当社の収益機会を獲得すると共に、当社の「ディープラーニング」等を活用したシステムの開発力の更なる強化が図られ、今後の事業拡大にも資することとなり、当社の企業価値の向上に寄与するものと捉えております。

(2) 資本提携の内容について

資本提携(本第三者割当)の具体的内容については、上記「第1 募集要項」をご参照ください。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 165,800株

e. 株式等の保有方針

割当予定先からは、割当予定先が本第三者割当により取得した株式について、継続保有義務を負わないものの、本提携に関する合意期間(平成36年3月31日まで)中保有する意向を有している旨の表明を書面により頂いております。

なお、当社は、割当予定先から、本第三者割当により発行される新株式を2年以内において、その全部又は一部を第三者に譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名、住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由および譲渡の方法等を直ちに当社へ書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先が、平成30年2月13日付で関東財務局長に提出した第3四半期報告書に記載の連結の売上高(21,796,974百万円)、総資産(51,216,462百万円)、純資産(20,170,391百万円)並びに現金及び現金同等物(2,746,661百万円)、平成30年5月9日付で公表した「平成30年3月期決算短信〔米国基準〕(連結)」に記載の売上高(29,379,510百万円)、総資産額(50,308,249百万円)、純資産額(19,922,076百万円)並びに現金及び現金同等物(3,052,269百万円)の状況を確認した結果、本第三者割当の払込みについて十分な資産を有することおよび割当予定先は本第三者割当の払込みについて自己資金で賄うことを確認しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は、株式会社東京証券取引所市場第1部に上場しており、同社が証券取引所に提出している平成29年6月23日更新の「コーポレートガバナンス報告書」の「内部統制システム等に関する事項 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」に記載している、反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としている旨等を確認することにより、割当予定先並びに割当予定先の役員および主要株主が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)ではないことおよび特定団体等と何らかの関係を有していないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその合理性に関する考え方

払込金額につきましては、本第三者割当に係る取締役会決議日(以下「本取締役会決議日」という。)の直前取引日(平成30年5月14日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値2,679円の90%である2,411.10円としております。この払込金額に決定いたしましたのは、本取締役会決議日の直前取引日の時価は、現在の当社の株価を適切に反映していると考えられるものの、当社が割当予定先と本業務提携及び本第三者割当について協議を開始した平成29年12月末における当社株価1,300円前後と比較すると106.08%程度上昇しており、協議開始時における株価の想定と大幅に異なること、この間の平成30年5月8日に当社株価は2,900円となっており当社の株価は変動幅が大きいこと、本業務提携及び本第三者割当の実行は当社の事業及び業績に大きく寄与することが見込まれることから、割当予定先と協議の上、割当予定先にとって特に有利な払込金額とならないと考えられる最大の範囲で直前取引日の時価から割引を行っても、本第三者割当を実行することが適切であると判断したためです。

当該払込金額は、直前取引日(平成30年5月14日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値2,679円の10%のディスカウント、本取締役会決議日の直前1ヶ月間(平成30年4月16日から平成30年5月14日まで)の終値の単純平均値である2,245円(円未満切捨て)に対しては7.40%のプレミアム、同直前3ヶ月間(平成30年2月15日から平成30年5月14日まで)の終値の単純平均値である2,000円(円未満切捨て)に対しては20.56%のプレミアム、同直前6ヶ月間(平成29年11月15日から平成30年5月14日まで)の終値の単純平均値である1,667円(円未満切捨て)に対しては44.64%のプレミアムであり、いずれに対しても10%以内のディスカウントがなされた金額又はプレミアムの付された金額となっていることから、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らして、特に有利な払込金額には該当しないものと判断いたしました。

なお、本第三者割当に係る取締役会決議に際し、当社監査役3名全員(うち社外監査役2名)は、本第三者割当に係る払込金額は、上記のとおり本取締役会決議日の直前取引日並びにその前1ヶ月、3ヶ月および6ヶ月の終値の平均値のいずれに対しても10%以内のディスカウントがなされた金額又はプレミアムの付された金額となっていることから、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らして特に有利な払込金額には該当せず、適法である旨の意見を述べております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

割当予定先に対して割り当てる新規発行株式数は165,800株(議決権個数1,658個)であり、平成29年12月31日現在の当社普通株式の発行済株式総数2,585,250株の6.41%(平成29年12月31日現在の議決権総数25,839個の6.42%)に相当し、これにより、一定の希薄化が生じます。

しかしながら、当社といたしましては、本業務提携を円滑に遂行し、本第三者割当に係る資金を割当予定先との本業務提携に関する人材確保に活用することにより、当社の企業価値および株式価値の向上を行うことができるものと考えており、本第三者割当に係る新株式の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名または名称	住所	所有株式数(千株)	総議決権数に対する所有議決権の割合(%)	割当後の所有株式数(千株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権の割合(%)
ウィズ・アジア・エボリューションファンド投資事業有限責任組合	東京都港区愛宕2丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORITOWER-36階	348	13.48	348	12.66
A & T 投資事業有限責任組合	東京都足立区千住2丁目18番 為静ビル302	263	10.21	263	9.60
上村崇	東京都豊島区	200	7.77	200	7.30
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー-33階	188	7.29	188	6.85
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地			165	6.03
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	99	3.85	99	3.62
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番1号	38	1.50	38	1.41
佐藤めぐみ	東京都杉並区	36	1.40	36	1.32
鈴木俊明	静岡県静岡市駿河区	34	1.34	34	1.26
GMOクリック証券株式会社	東京都渋谷区桜丘町20番1号	32	1.27	32	1.19
計		1,243	48.11	1,403	51.24

(注) 1. 平成29年12月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 割当後の所有株式数および割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成29年12月31日現在の総議決権数に、本第三者割当に係る株式に係る議決の数1,658個を加えて、算定しております。

3. 所有議決権数の割合は、小数第3位を四捨五入して表記しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第13期)(有価証券報告書の訂正報告書を含みます。)および四半期報告書(第14期第1四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日(平成30年3月28日)以後、本有価証券届出書提出日(平成30年5月15日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成30年5月15日)現在においてその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2. 臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第13期事業年度)提出日(平成30年3月28日)以後、本有価証券届出書提出日(平成30年5月15日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成30年3月28日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成30年3月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年3月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の強化およびコーポレートガバナンスの更なる強化を目的として、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第21条(取締役の任期)につき所要の変更を行います。ただし、本決議の効力は本決議の効力発生後に選任された取締役に適用いたします。

第2号議案 取締役2名選任の件

経営体制のより一層の強化・充実を図るため、取締役2名の選任をお願いするものであります。

第3号議案 監査役3名選任の件

現在の監査役3名全員は、第13期定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役3名を選任するものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成(反対)割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	14,763	67		(注)1	可決 95.82
第2号議案 取締役2名選任の件					
松本 壮志	14,747	83		(注)2	可決 95.72
上村 崇	14,747	83			可決 95.72
第3号議案 監査役3名選任の件					
佐治 誠	14,738	92		(注)2	可決 95.66
保月 英機	14,737	93			可決 95.65
江南 清司	14,738	92			可決 95.66

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第13期)	自 至	平成29年1月1日 平成29年12月31日	平成30年3月28日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第13期)	自 至	平成29年1月1日 平成29年12月31日	平成30年5月9日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第14期第1四半期)	自 至	平成30年1月1日 平成30年3月31日	平成30年5月9日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成30年3月28日

株式会社ALBERT
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 依 洋 志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 量 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ALBERTの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ALBERTの平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年5月9日

株式会社ALBERT
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 俵 洋 志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 経 塚 義 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ALBERTの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第14期事業年度の第1四半期会計期間(平成30年1月1日から平成30年3月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成30年1月1日から平成30年3月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ALBERTの平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。